

平成25年度日本病院薬剤師会 医療政策部セミナー

開催日時：平成26年3月21日(金・祝)10時30分～16時50分

会 場：慶應義塾大学薬学部2号館4階記念講堂

(東京都港区芝公園1－5－30)

主 催：一般社団法人 日本病院薬剤師会

平成 25 年度日本病院薬剤師会医療政策部セミナー

〔日 時〕 平成 26 年 3 月 21 日（金・祝） 10:30 ~ 16:50

〔場 所〕 慶應義塾大学薬学部芝共立キャンパス 2 号館 4 階記念講堂
(東京都港区芝公園 1-5-30)

〔主 催〕 一般社団法人 日本病院薬剤師会

(敬称略)

開会挨拶 (10:30~10:35)

日本病院薬剤師会会长 北田 光一

【座長 日本病院薬剤師会理事・医療政策部 奥田 真弘】

(1) チーム医療推進と薬剤師の役割 (10:35~11:05)

日本病院薬剤師会副会長 土屋 文人

(2) 創薬研究のトレンドと医療技術評価 (11:05~11:35)

日本病院薬剤師会常務理事・医療政策部 佐々木 均

(3) 中医協検証調査（病棟薬剤師関連）の結果 (11:35~12:05)

日本病院薬剤師会常務理事・医療政策部長 川上 純一

昼食 (12:05~13:05)

特別プログラム (12:20~12:50)

平成 26 年度診療報酬改定における DPC 制度見直しの中での薬剤

日本病院薬剤師会常務理事・医療政策部長 川上 純一

【座長 日本病院薬剤師会医療政策部 外山 聰】

(4) 薬事行政をめぐる最近の話題 (13:05~13:35)

厚生労働省大臣官房総務課企画官・医薬食品局総務課医薬情報室長 中井 清人

(5) 世界に先駆けた革新的医療技術の実用化促進 (13:35~14:05)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構・審査マネジメント部長 吉田 易範

休憩 (14:05~14:15)

【座長 日本病院薬剤師会常務理事・医療政策部長 川上 純一】

(6) 平成 26 年度診療報酬改定の概要と留意点 (14:15~15:15)

厚生労働省保険局医療課課長補佐 佐野 喜彦

(7) 平成 26 年度診療報酬改定について (15:15~15:35)

中央社会保険医療協議会委員 三浦 洋嗣

休憩 (15:35~15:45)

【座長 日本病院薬剤師会副会長 土屋 文人】

【座長 日本病院薬剤師会常務理事・医療政策部長 川上 純一】

(8) 質疑応答（診療報酬改定関連）(15:45~16:45)

閉会挨拶 (16:45~16:50)

日本病院薬剤師会副会長 土屋 文人

目 次

	ページ
1. チーム医療推進と薬剤師の役割	1
日本病院薬剤師会 副会長 土屋 文人	
2. 創薬研究のトレンドと医療技術評価	11
日本病院薬剤師会常務理事・医療政策部 佐々木 均	
3. 中医協検証調査（病棟薬剤師関連）の結果	17
日本病院薬剤師会常務理事・医療政策部長 川上 純一	
4. 薬事行政をめぐる最近の話題	27
厚生労働省大臣官房総務課企画官・医薬食品局総務課医薬情報室長 中井 清人 氏	
5. 世界に先駆けた革新的医療技術の実用化促進	39
独立行政法人医薬品医療機器総合機構・審査マネジメント部長 吉田 易範 氏	
6. 平成 26 年度診療報酬改定の概要と留意点	51
厚生労働省保険局医療課課長補佐 佐野 喜彦 氏	
7. 平成 26 年度診療報酬改定について	73
中央社会保険医療協議会委員 三浦 洋嗣 氏	

特別プログラム

平成 26 年度診療報酬改定における DPC 制度見直しの中での薬剤
　　昼食時配布
　　日本病院薬剤師会常務理事・医療政策部長 川上 純一

関連資料

8.	平成 26 年度診療報酬改定における主要改定項目 (病院・診療所薬剤師関係) (日本病院薬剤師会)	77
9.	平成 26 年度診療報酬改定に係る答申書.....	87
	(中央社会保険医療協議会総会(第272回)平成26年2月12日)	
10.	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項 等の一部を改正する件(平成 26 年厚生労働省告示第 56 号) (一部抜粋)	90
11.	診療報酬の算定方法の一部を改正する件 (平成 26 年厚生労働省告示第 57 号) (一部抜粋)	92
12.	特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件 (平成 26 年厚生労働省告示第 59 号) (一部抜粋)	105
13.	診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について (保医発 0305 第 3 号) (一部抜粋)	107
14.	基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (保医発 0305 第 1 号) (一部抜粋)	121
15.	特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (保医発 0305 第 2 号) (一部抜粋)	123
16.	「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について (保医発 0305 第 13 号) (一部抜粋)	126

チーム医療推進と薬剤師の役割

日本病院薬剤師会副会長

土屋 文人

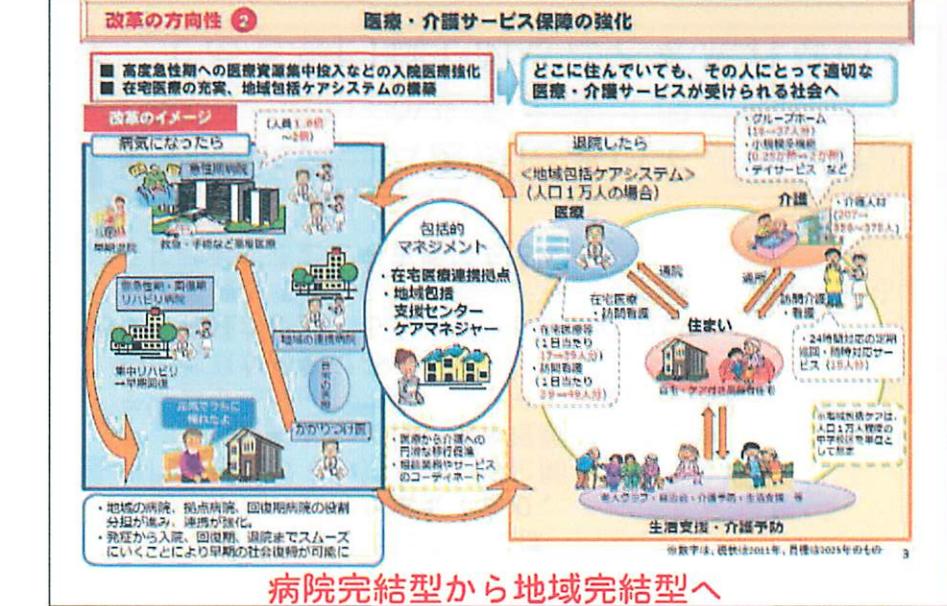


チーム医療を推進するための 基本的な考え方

チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集より

これからのわが国の医療・介護

第23回社会保障審議会資料より



病院完結型から地域完結型へ

○ 我が国の医療は非常に厳しい状況に直面しており、医学の進歩・高齢化の進行等に加えて患者の社会的・心理的な観点及び生活への十分な配慮も求められており、医師や看護師等の許容量を超えた医療が求められる中、チーム医療の推進は必須である。

○ チーム医療を推進する目的は、専門職種の積極的な活用、多職種間協働を図ること等により医療の質を高めるとともに、効率的な医療サービスを提供することにある。

医療の質的な改善を図るためにには、

- ①コミュニケーション
- ②情報の共有化
- ③チームマネジメント

の3つの視点が重要であり、効率的な医療サービスを提供するためにには、

- ①情報の共有、
- ②業務の標準化

が必要である。

- チームアプローチの質を向上するためには、
互いに他職種を尊重し
明確な目標に向かってそれぞれの見地から評価を行い
専門的技術を効率良く提供する
ことが重要である。そのためには、
カンファレンスを充実させることが必要であり
カンファレンスが単なる情報交換の場ではなく議論・調整の
場であることを認識する
ことが重要である
- チームアプローチを実践するためには、
様々な業務について特定の職種に実施を限定するのではなく
関係する複数の職種が共有する業務も多く存在することを認識し
患者の状態や医療提供体制などに応じて臨機応変に対応する
ことが重要である。

- 医療スタッフ間における情報の共有のための手段としては、
定型化した書式による情報の共有化や電子カルテを活用した
情報の一元管理などが有効
であり、そのための診療情報管理体制の整備等は重要である。
- 電子カルテによる情報共有にあたっては、
職種毎の記載内容をどのように共有するか、
各職種にどこまでの内容についての記載権限を与えるか、
他の医療機関等との共有方法など、
関係者間でルールを決めておく必要がある。
- チーム医療を推進するためには、患者に対して最高の医療を提供するために患者の生活面や心理面のサポートを含めて各職種がどのように協力するかという視点を持つことが重要である。
また、患者も自らの治療等の選択について医療従事者に全てを任せるとではなく、医療従事者からの十分な説明を踏まえて選択等に参加することが必要である。

- より良い医療を実践するためには、
医師、歯科医師に全面的に依存するのではなく、
医療チームがお互いに協働し、
信頼しあいながら医療を進める
必要があり、
医師、歯科医師はチームリーダーとしてチームワークを保つ
ことが必要である。
- チーム医療を展開する中で、
医師、歯科医師が個別具体的な指示のみならず、
個々の医療従事者の能力等を勘案して「包括的指示」も積極的かつ柔軟に活用する
ことが重要な手段であるが、
指示の要件等をあまり定型化しすぎると医療現場の負担増になる可能性があることに注意が必要である。

- チームの質を向上させるためには
卒前・卒後の教育が重要であり、
専門職種としての知識や技術に関する縦の教育と、
チームの一員として他職種を理解することや
チームリーダー・マネージャーとしての能力を含めた
横の教育が必要である。
特に多職種が参加するカンファレンスにおいて、
他の職種を尊重するファシリテーション能力を発揮できるよう教育することも重要である。

薬剤師はチーム医療において「医薬品」という「物」から考える「自然科学家」である専門職であることを忘れない

病院薬剤師のあるべき業務と役割

厚生労働省「病院における薬剤師の業務及び人員配置に関する検討会」報告書より（平成19年8月10日）

（1）医療・薬物治療の安全確保と質の向上のための業務

- 1) 医療の安全確保のための薬歴に基づく処方鑑査の充実
- 2) 患者情報に基づく服薬指導と薬学的ケアの実施（病棟における医薬品関連業務への参画）
- 3) 入院患者の持参薬管理
- 4) 注射剤の处方せんにに基づく調剤の実施
- 5) がん化学療法への参画
- 6) 手術室、集中治療室等における病院薬剤師による医薬品の適正管理
- 7) 高齢者に対する適正な薬物療法への参画
- 8) 精神科領域薬物療法における患者の服薬遵守の向上
- 9) チーム医療への参画による安全性の確保と質の向上（感染制御チーム、緩和ケアチーム、腫瘍対策チーム、栄養サポートチームへの参画）
- 10) 個々の患者に応じた薬物療法への参画（院内製剤業務の実施と薬物血中濃度の測定・解析による薬物療法の最適化）
- 11) 夜間・休日における病院薬剤師の業務の実施

（2）医療の安全確保のための情報に関する業務

- 1) 医療の安全確保のための情報の共有化
- 2) 医薬品の採用に必要な情報の収集と提供

（3）その他取り組むべき業務

- 1) 教育・研修への積極的な関与
- 2) その他

「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」

厚生労働省医政局通知医政第0430第1号 平成22年4月30日

近年、医療技術の進展とともに薬物療法が高度化しているため、医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、チーム医療において薬剤師が主体的に薬物療法に参加することが非常に有益である。また、後発医薬品の種類が増加するなど、薬剤に関する幅広い知識が必要とされているにもかかわらず、病棟や在宅医療の場面において薬剤師が十分に活用されておらず、注射剤の調製（ミキシング）や副作用のチェック等の薬剤の管理業務について、医師や看護師が行っている場合も少なくない。

（1）薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

以下に掲げる業務については、現行制度の下において薬剤師が実施することができるところから、薬剤師を積極的に活用することが望まれる。

- ①薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコールに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。
- ②薬剤選択、投与量、投与方法、投与期間等について、医師に対し積極的に処方を提案すること。
- ③薬物療法を受けている患者（在宅の患者を含む。）に対し、薬学的管理（患者の副作用の状況の把握、服薬指導等）を行うこと。
- ④薬物の血中濃度や副作用のモニタリング等に基づき、副作用の発現状況や有効性の確認を行うとともに、医師に対し、必要に応じて薬剤の変更等を提案すること。
- ⑤薬物療法の経過等を確認した上で、医師に対し、前回の処方内容と同一の内容の処方を提案すること。
- ⑥外来化学療法を受けている患者に対し、医師等と協働してインフォームドコンセントを実施するとともに、薬学的管理を行うこと。
- ⑦入院患者の持参薬の内容を確認した上で、医師に対し、服薬計画を提案するなど、当該患者に対する薬学的管理を行うこと。
- ⑧定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。
- ⑨抗がん剤等の適切な無菌調製を行うこと。

チーム医療における 薬剤師の役割



安全・安心で良質・適正な
薬物療法の確保

医療安全における 病院薬剤師の役割

薬剤師法（第25条の2）の改正について

平成26年6月12日施行

（情報の提供）

薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報を提供しなければならない。



（薬剤師による情報提供及び指導）

薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっているものに対し、**必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。**

調剤の概念 【第13改訂調剤指針】

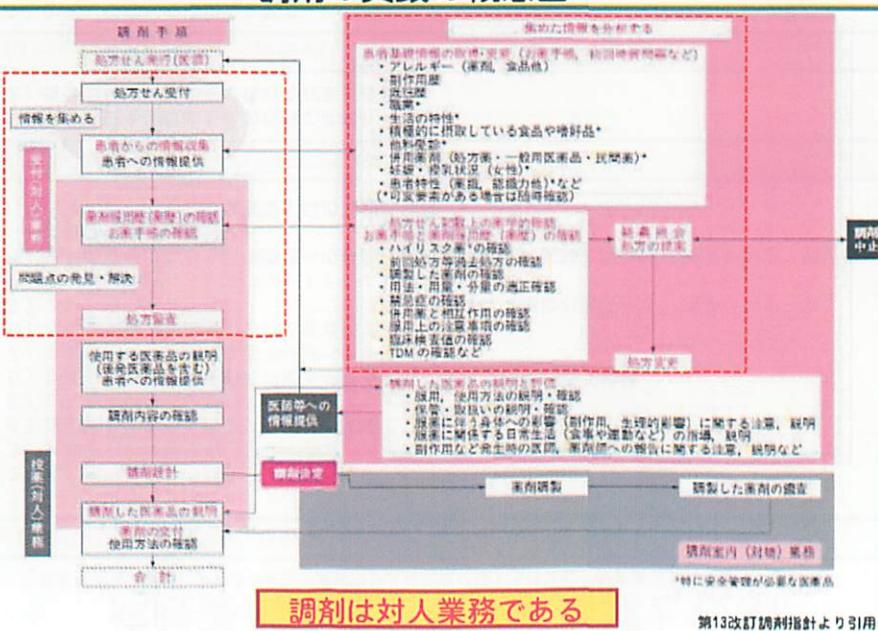


調剤の概念とは、薬剤師が専門性を活かして、診断に基づいて指示された薬物療法を患者に対して個別最適化を行い実施することをいう。

また患者に薬剤を交付した後も、その後の経過の観察や結果の確認を行い、薬物療法の評価と問題を把握し、医師や患者にその内容を伝達することまでを含む。

調剤は対人業務である

調剤の実践の概念図



調剤は対人業務である

医薬品の安全性を考える

医薬品そのものの安全性（物の安全） 有害事象など

薬事法の主目的
(作る側を規制)

最近臨床の場で使用されるようになってきた分子標的薬をはじめ、新しい作用を持った医薬品は、未知の重篤な副作用発現の危険があるので、市販後の調査を含めて厳重なチェックが不可欠である。また、今後は海外で承認された医薬品がそのまま使用されることが考えられる（副作用の発現増大の危険性があることを認識すべき）

薬害防止に何が必要か？

使用に際する安全性（ヒューマンエラー；使用の安全）

医療従事者の資質

（使う側の立場に立って
作る側を規制）
医療法の観点

医薬品を取り巻く環境的要因

医薬品の名前、容器・包装、法・制度等

今後の医療安全対策 【当面取り組むべき課題】

- ①医薬品の安全使用体制に係る責任者の明確化など責任体制の整備を図る。
- ②上記の安全管理のための指針に加え、医薬品の安全使用のための業務手順書の整備を行い、特に安全管理が必要な医薬品の業務手順を見直す。また、これらの実施に当たっては、医療機関における取組に加え、医薬品メーカー等との連携を図る。
- ③特に抗がん剤については、レジメンに基づく調剤及び無菌調製の推進を含め重点的に対策を講じる。
- ④注射薬を含むすべての薬剤について、薬剤部門から、患者ごとに薬剤を払い出すことを推進する。
- ⑤有害事象の早期発見、重篤化防止のため、有害事象の情報収集、医療従事者及び患者、国民への情報提供及び医薬品管理の推進を図る。
- ⑥入院時に患者が持参してきた薬剤及び退院時に患者に処方された薬剤に係る情報を共有するため、院内の関係者及び医療機関と薬局との間で連携強化を図る。

今後の医療安全対策 【将来像のイメージ】

(2) 医薬品の安全確保

今や【当面取り組むべき課題】

- ①医薬品が明確な責任体制のもとに使用され、医師、歯科医師、看護師、薬剤師の間、及び、医療機関と薬局との間に十分な連携が図られている。
- ②夜間、休日における安全管理体制が確立している。
- ③特に安全管理が必要な医薬品についての業務手順が確立し、全ての医療機関において実施されている。
- ④新薬をはじめ医薬品に係る副作用・事故等の有害事象の早期発見、重篤化防止のための体制が確保されている。
- ⑤医薬品メーカー等の積極的な対応により、安全管理上問題を有する医薬品について改善が図られ、新たに開発されるものについても安全管理上、十分に配慮されたものが供給されると共に、医療機関においてもこのような安全面に配慮された医薬品が積極的に採用されている。

「医薬品安全管理に関する留意点について」

(日病薬医療安全対策委員会 平成25年4月18日発出)

1. 医薬品の不適正使用の防止について

- (1)添付文書の警告欄に定期的な検査に関する記載がある医薬品における安全管理について
- (2)ラミクタールの用法・用量の遵守について

2. 持参薬の評価実施について

3. 医薬品情報の処方医への周知徹底について

4. 医療用医薬品におけるバーコード表示について

5. 販売名類似の医薬品の取り違え防止策の徹底について

6. 副作用症例の薬事法に基づく報告の更なる励行について

7. 医薬品医療機器総合機構（PMDA）のメディナビへの登録について

1. 医薬品の不適正使用の防止について (日病薬通知)

(1)添付文書の警告欄に定期的な検査に関する記載がある医薬品における安全管理について

わが国の医薬品副作用被害救済制度は、医薬品（一般用医薬品を含む。）が適正に使用されたにも拘わらず、副作用が発生し、それによる疾病、障害等の健康被害を受けた方を迅速に救済することを目的としている。

昨年11月に出された医薬品・医療機器等安全性情報（No.296）において、医薬品副作用被害救済制度において、チアマゾールやベンズプロマロンのように、添付文書の「警告」欄に「定期的な検査の実施」に関する記載がありながら、それが未実施であるため、不支給（適正使用とは認められない）となった事例が紹介されている。このような薬剤に関して、検査の実施の有無については、処方医のみならず、薬剤師も確認すべきものである。

そこで各医療機関においては、添付文書の警告欄に「定期的な検査の実施」が求められている医薬品については、各医療機関において、採用状況に応じて各医薬品の「定期的」の解釈を具体的に定め（例：〇ヶ月に1回等）、定期的な検査に関する項目を「医薬品の安全使用のための業務手順書」に記載することが重要である。

その上で定期的な検査の実施状況を適宜把握し、検査が未実施の場合については医師と協働して薬剤師が検査オーダーを行う等のことを予め定めて実行することが強く望まれる。

また、院外処方せんについては、当該検査実施の有無や検査値等を処方せんの備考欄に記入する等、保険薬局の薬剤師がこれらの情報を把握し、検査実施状況等を知ることができるような情報提供を行う方法について検討することが望ましい。

1. 医薬品の不適正使用の防止について（その背景）

医薬品・医療機器等
安全性情報
Pharmaceuticals and
Medical Devices
Safety Information
No. 296

目次

1. 医薬品副作用被害救済制度の支給・不支給決定の状況と
適正に使用されていない事例が多く見られる医薬品について

2. 重要な副作用等に関する情報

3. 市販直後調査の対象品目一覧

4. 市販直後調査の対象品目一覧

http://www.info.pmda.go.jp/iyaku_anzen/file/PMDSI296.pdf

医薬品の不適正使用の防止について

副作用救済制度で不支給になる事例の防止

検査未実施理由による不支給

チアマゾール（メルカゾール）による無顆粒球症
ベンズプロマロン（ユリノーム他）による肝障害

処方受付時に検査の有無、検査値等を
点検（必要に応じて医師と協働して検査オーダー）

用法・用量不遵守による不支給

ラモトリギン（ラミクタール）による重篤皮膚障害

疑義照会の徹底を図る

持参薬について

平成26年改定に向けたDPC制度(DPC/PDPS)の対応について検討結果(中間とりまとめ)

- 入院の契機となる疾患に対して使用する薬剤を患者に持参させて使用することが望ましくないことを DPC/PDPS として明確化するため、下記のような規定を設けることとする。

DPC対象病院は、当該病院に入院することが予め決まっている患者に対し、
当該入院の契機となった傷病を治療するために使用することを目的とする薬
剤については、特段の理由がない限り、当該病院の外来で事前に処方するこ
と等によって患者に持参させ入院中に使用してはならない（特段の理由があ
る場合は診療録に記載すること）。

（例：がんの治療を目的に予定入院する患者に対し、内服の抗がん剤や制吐
薬を外来で処方し患者に持参させ、入院中に使用してはならない。）

- 持参薬の使用に関する医療機関ごとの状況についてより正確に把握するため、
退院患者調査の様式1によって調査することとし、必要に応じてナショナル
データベース等のレセプト情報の活用を今後検討することとする。

考え方

○ 平成25年度特別調査（ヒアリング調査）の結果、以下の持参薬は院内採用薬以外の治療を可能にする側面があり、例えば大学病院のように総合的な診療体制が整っている医療機関においては問題となりにくいが、専門病院等では当該病院にない診療科の治療を入院中も継続する際には持参薬が必要となる場合があるという意見があった。

○ 入院の契機とは直接関係のない疾患に対する薬剤については、特に中小病院の場合に院内採用がされていないこと等により持参薬が必要となる事例も多いと考えられるが、入院の契機となる疾患に対する薬剤については通常は院内処方が可能であると考えられる。

○ 院内処方が可能な薬剤を外来で処方すること等によって患者に持参させることは、患者の負担を増加させ、またそのような処方を行わない他のDPC病院と比較し診療報酬上不平等であり、不適切であると考えられることから、DPC/PDPSの運用上望ましくない行為であると考えられる。

持参薬に関する医薬品情報管理

医療機関における安全性情報の伝達・活用状況に関する調査（PMDA）

【目的】平成22年度より、医療機関・薬局における安全性情報の入手・伝達・活用状況を把握し、より臨床現場で利用されやすい最適な情報のあり方や情報提供の方法を検討し、適切な情報の入手・伝達・活用のあるべき姿を提言する

【調査の結果と課題】

③院外採用薬の安全性情報管理の強化

処方する側が最新の安全性情報を適切に把握しておくことは最低限必要なことであり、そのうえで院外処方箋を応需する薬局が適切に処方監査を行うことができる仕組みの構築も望まれる

④持参薬の安全性情報管理の強化

持参薬の安全性情報の管理は施設規模に関わらず、「十分な安全性情報の管理ができていない」と回答した施設が50%ほどあり、その理由は、「持参薬はあるときに一時的にしか管理していないため」、「病棟や患者ごとに管理しており、一元管理していないため」などの回答が、多くあった

様々な薬剤が持参薬として使用されている可能性があるため、常に最新の医薬品情報を管理することが重要であり、体制の強化が必要

2. 持参薬の評価実施について（日病薬通知）

持参薬については従来、薬剤師により、患者への面談等により収集した情報を含めて調査がなされてきたが、最近持参薬に関する事故等も発生していることから、以下の点に十分に留意して、持参薬取扱方法を評価し、使用に関する提案を行うことが重要である。

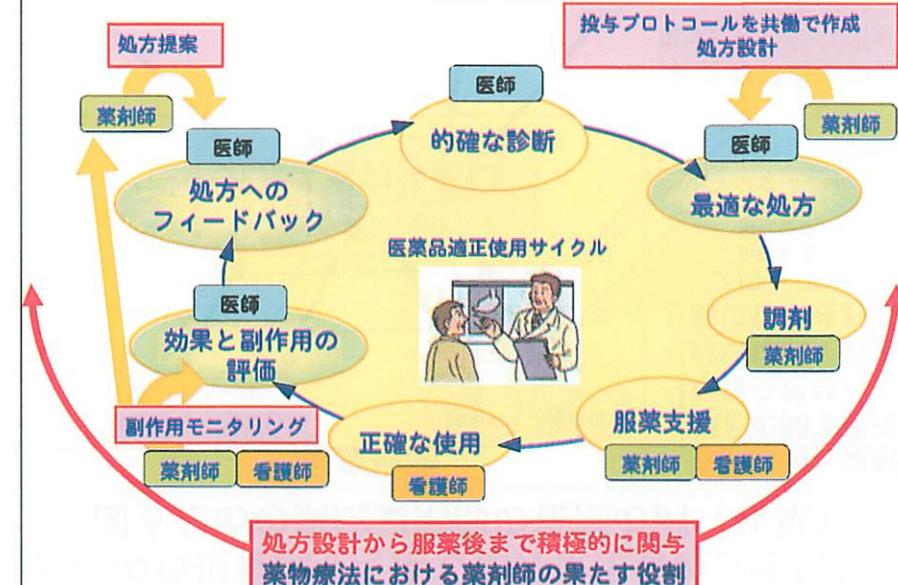
- ・持参薬の調査に際しては、処方や使用指示あるいは調剤や再分包エラーが発生している可能性が存在していることも勘案し単に現物の鑑別を行うのみではなく、治療すべき患者の傷病名等と使用予定の持参薬の内容が合致しているかについて確認し、疑義ある場合は担当医と使用について協議すること。
- ・夜間・休日、救急等で入院した患者の持参薬に関しては、当直体制等を勘案して、なるべく早期に薬剤師による持参薬の評価を行う

3. 医薬品情報の処方医への周知徹底について（日病薬通知）

昨年12月に出された医薬品・医療機器等安全性情報（No.297）において、緊急安全性情報や安全性速報が出された医薬品について、院内において薬剤部門から処方医に情報提供がなされていなかった例が報告されている。

DIニュース等、通常の院内における医薬品情報の提供に加え、特別の情報が厚労省から発出された場合には、薬剤部門から処方医へ確実に情報を提供することを徹底する必要がある。製薬企業から医師への情報提供の有無に拘わらず、薬剤部門から情報提供を行う方法等について再点検を実施していただきたい。

薬物療法における医師・看護師との協働



電子処方箋について

ネットワーク基盤検討会で「電子処方箋の実現について」が出された（平成25年3月22日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200002xok3-att/2r985200002xonn.pdf>

医療機関内で用いられている処方箋についても、今後所要の検討が必要であると考えられる（報告書P2）

<検討課題の例>

外来処方箋において「調剤済み」となるのは何時か？

入院処方箋において「調剤済み」となるのは何時か？

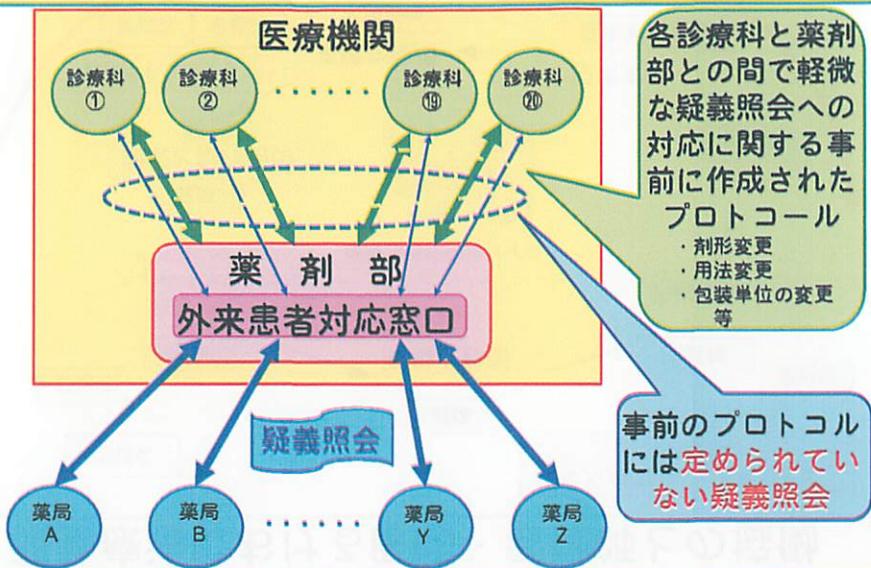
1枚の処方箋を複数の薬剤師が分担して調剤した場合

麻薬施用者の資格確認（施設内認証）

薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコールに基づき、専門的知見の活用を通じて医師等と協働して実施すること

処方提案薬剤師、処方医師、調剤した薬剤師、鑑査薬剤師

医師の負担軽減を考慮した外来患者の安全確保を図るための病院薬剤部の役割の例（私見）



病棟における処方提案（私見）

①薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコールに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。

②薬剤選択、投与量、投与方法、投与期間等について、医師に対し、積極的に処方を提案すること。

医師は成分と成分量を薬剤師に伝え薬剤師が剤形、用法、投与期間を定め処方せん(案)を医師に示し、医師は同意した場合に処方箋に確認印を押す

医師は薬効を薬剤師に伝え薬剤師が成分、剤形、用法、投与期間を定め処方せん(案)を医師に示し、医師は同意した場合に処方箋に確認印を押す

医師は処方意図を薬剤師に伝え薬剤師が患者背景を勘案し、成分、剤形、用法、投与期間を定め処方せん(案)を医師に示し、医師は同意した場合に処方箋に確認印を押す

病棟薬剤業務例（その1）（私見）

全ての病棟に薬剤師を常駐させる（必要な場合には薬剤部へ毎日2時間程度手伝いに行く）

入院時に患者に面談し、持参薬に関する調査を行う

薬剤管理指導料初回算定

持参薬の評価を行い服薬計画を医師に書面で提案

入院患者毎に内服・注射の相互作用チェック

ハイリスク薬投与患者への投与前説明

カンファレンス、回診への参加

投与直前（与薬準備時）に最終処方情報に基づき調剤鑑査を実施（注射薬はバーコードを利用して記録を残す）

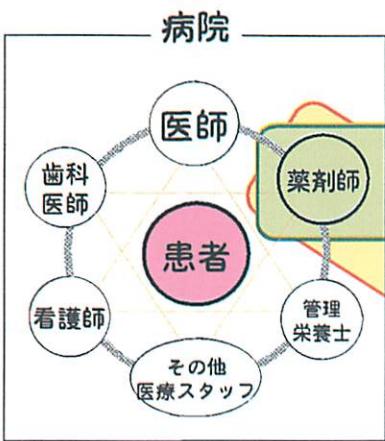
病棟薬剤業務実施加算算定

入院中に使用した主な薬剤リストをお薬手帳に貼付

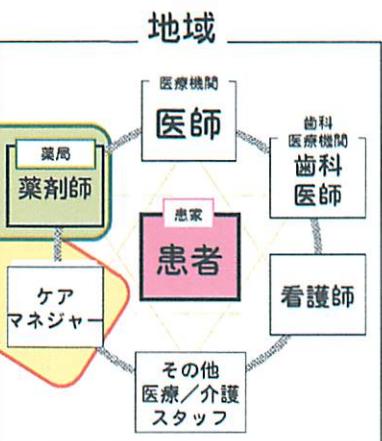
退院時薬剤情報管理指導料算定

薬物療法におけるチーム医療の姿

<医療機関の場合>



<在宅医療（地域医療）の場合>



安全で安心かつ良質で適正な薬物療法の確保

おわりに

チーム医療の一因としての薬剤師の役割を全うすることが求められている

医療機関と医療提供施設（薬局）が情報を共有することは当たり前のことで（薬薬連携もチーム医療）

チーム医療での薬剤師の役割は、対患者のみならず、他の医療職種に対して、情報提供を行い、情報の共有化を図ること、コミュニケーションをきちんととることが極めて重要

医療人として各種記録をいかに簡潔に要領よく記載するかの訓練が必要

薬剤師業務の目的（医薬品適正使用の確保）及び、チーム医療における薬剤師の存在意義（物から考える）を再認識することが必要

***** M E M O *****